

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施について

水防法又は土砂災害防止法により、川口市地域防災計画において想定区域内（洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域）に位置する要配慮者利用施設については、避難確保計画の作成及び避難訓練を実施、報告することが義務付けられています。

そのため、避難確保計画未作成の要配慮者利用施設におかれましては、速やかに計画作成及びご提出いただきますようお願いいたします。

また、すでに避難確保計画を作成されている要配慮者利用施設におかれましても、計画に基づいた避難訓練を年に一度実施し、訓練の報告をしていただきますようお願いいたします。

<要配慮者利用施設一覧>

<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/material/files/group/14/youhairiyoshariyousshiseteur6.pdf>

※上記の施設一覧は、令和6年10月1日現在で作成されております。作成日以降に新規で開設された事業所につきましては、想定区域内であるか各自ご確認ください。

また、本市に影響をもたらす対象河川について、新たに「利根川」、「菖蒲川・笹目川」が追加されましたので、追加された対象河川を踏まえた避難確保計画の見直しをご検討ください。

【計画書、避難訓練報告書の提出方法】

- 1 計画書 介護保険課事業者係あてメールにて提出
- 2 避難訓練報告書 専用フォームより提出

（報告専用フォーム <https://logoform.jp/form/zRQD/1044593>）

避難訓練報告書様式

<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01040/010/oshirase/36460.html>